

平成29年度 税制改正に関する 要望書 概要

2016.6

重要要望項目

I

消費税の複数税率制度を見直すこと

消費税の複数税率（軽減税率）制度は、次に掲げる問題点が指摘されている。

- ①軽減税率の効果が、低所得者のみならず、高所得者など全世帯に及ぶことになり、低所得者対策としては非効率であること
- ②税収減を補うために、社会保障給付の抑制が必要となること
- ③区分経理等により事業者の事務負担が増加すること
- ④適用対象品目の選定が困難であること

よって、従来より、当連盟は、低所得者への配慮については、単一税率維持と給付制度による措置を要望しており、消費税率引き上げ時による消費税の複数税率制度の導入及びその周辺の規定について再考すべきである。

II

インボイス制度の導入は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取引から排除される虞があるため、現行の請求書等保存方式を維持すべきである

現在、請求書等の保存により制度の透明性は十分に確保されており、適格請求書等保存方式を導入しなくとも、現行の帳簿方式で正確な消費税額の計算が行われている。したがって、現行の「請求書等保存方式」（帳簿方式）を維持すべきである。

また、インボイス制度導入に伴う「免税事業者からの仕入税額控除不適用」とする制度変更は、結果として免税事業者が取引から排除される虞があるため、地域経済の活性化に対して良い影響を与えるものではない。

III

法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討すること

法人税の課税ベースの拡大にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである。

特に全法人の9.9%を占める中小法人については、厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討しなければならず、特に以下の項目について引き続き、強く要望する。

- ①外形標準課税を中小法人に導入しないこと
- ②中小法人の欠損金の繰越控除制度に係る控除限度額を縮減しないこと
- ③オーナー役員に係る給与所得控除については、別途の基準を設けないこと

個別要望項目

I

個別税法改正項目

1 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること
 - ①基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること
 - ②簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること
- (2) 中間申告による納税を任意に選択できる制度に拡充すること

2 役員給与の損金不算入規定を見直すこと

- 3 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。また不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること
- 4 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること
- 5 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度の簡素化を図ること
- 6 取引相場のない株式の評価方法を見直すこと
- 7 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること
- 8 印紙税制度を見直し、簡素にすること

II

納税環境整備に関する項目

- 1 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること
- 2 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること
- 3マイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。また個人については、別途個人事業主番号の制度を設けること
- 4電子申告の利用推進のため、受付時間の拡大等を図ること
- 5「災害税制に関する基本法」を恒久法して整備すること

III

国及び地方公共団体の会計制度改革